高齢者等住宅除排雪支援事業補助金

# 作業の依頼 と 補助金の交付手続き について

補助金の交付を受けるにあたっては、次の手順に従って申請してください。

## ● 助成対象者

次の３つの条件すべてに当てはまる方

① 自力での除雪が困難で、家族や親族等の支援を受けられない

② ６５歳以上の高齢者（１級または２級の身体障がい者も含む）だけで暮らしている

③ 市税等を滞納していない

## ● 助成対象となる作業

| | |
|---|---|
| （ア） 敷地内の除排雪作業 | （イ） 家屋の屋根の雪下ろし作業 |
| または、（ア）と（イ）の両方を行った場合も対象となります。 | |

（注意していただきたい点）

・世帯が現に居住する家屋（**一戸建ての持ち家に限る**）が対象です。
**空き家や小屋などは対象となりません。**

・令和８年１２月１日（火）から令和９年３月２０日（土）までに行われた作業が助成対象となります。

・申請書の提出期限は、令和９年３月２３日（火）です。

## ● 助成額

１回の作業に要した費用の２分の１を助成対象とし、２回まで助成を受けることができます。また、世帯の課税状況によって１回あたりの上限額があります。

| | | |
|---|---|---|
| 非課税世帯 | １回あたり 上限額 ２万円まで | 非課税世帯・課税世帯の区分は、申請後の審査によります。 |
| 課 税 世 帯 | １回あたり 上限額 １万円まで | |

（助成額の計算例）

| 課税状況 | 作業費用 | 助成対象費用（作業費用の１／２） | 助成額 |
|---|---|---|---|
| 非課税世帯（上限額２万円） | ５万円 | ２万５千円 | ２万円 |
| | １万円 | ５千円 | ５千円 |
| 課税世帯（上限額１万円） | ４万円 | ２万円 | １万円 |
| | １万円 | ５千円 | ５千円 |

※助成額に１００円未満の端数が生じた場合は、切り捨てます。

※市税等を滞納している方は補助金の交付を受けられません。

## ● 世帯状況などが変わった場合

１回目の助成を受けた世帯でも、子や孫などと同居をはじめた場合や、施設入所した場合などは助成対象外となりますのでご注意ください。

（裏面もご覧ください。）

● 作業の依頼 ～ 作業 ～ 支払い ～ 市へ請求 ～ 補助金の振込

| 手続き | 説明 |
|---|---|
| ① 業者へ依頼する。 | □ ご自宅の除排雪作業を業者等へ直接依頼してください。<br>□ シルバー人材センターの作業も補助対象となります。ただし、軽度生活援助サービスの間口除雪は対象外です。<br>□ 建設業者のほか、塗装業者、左官業者、板金業者、造園業者、石材店などさまざまな業種が請け負っている場合があります。ただし、すべての業者が対応しているわけではありませんので、事前に作業が可能か確認してください。<br>□ 業者には、「市から補助金を受けることとしている」旨を伝えてください。<br>□ 申請に必要な写真を自分で撮影することができない場合は、写真の撮影もあわせて業者に依頼してください。 |
| ② 作業前 | □ 作業前の写真を撮影してください。<br>※業者または自分で |
| ③ 作業 | |
| ④ 作業後 | □ 作業後の写真を撮影してください。<br>※業者または自分で |
| ⑤ 業者へ費用の支払い | □ 作業終了後、業者へ費用を支払ってください。<br>□ 必ず領収書をもらってください。<br>領収書に記載が必要な内容は、次のとおりです。<br>・ 宛名 ・ **作業実施日（必ず記入してください）**<br>・ 作業場所（〇〇様宅など） ・ 作業内容（除排雪、雪下ろしなど）<br>・ 領収書発行日・ 業者名および業者印 |
| ⑥ 書類の提出 | □ 次の書類をまとめて、福祉保健センターあんしん長寿課へ提出してください。<br>1．鹿角市高齢者等住宅除排雪支援事業補助金交付申請書兼実績報告書<br>2．請求書<br>3．領収書の写し<br>4．作業前と作業後の写真 |
| ⑦ 補助金の振込み | □ 書類審査後、交付決定を通知し、指定の口座に補助金をお振込みします。 |

【写真撮影の注意点】
・作業前後の状況が比較できるよう同じ場所で撮影してください。
・自宅敷地であることがわかるよう家や周囲の様子を広く写してください。
・作業日がわかるよう日付を入れてください。

※　２回目の手続きも同様にお願いします。

【お問合せ先】
鹿角市あんしん長寿課 高齢者支援班
（鹿角市福祉保健センター内）
電話番号　３０－０２３４